

千葉市公告第107号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和3年2月16日

千葉市長 熊谷俊人

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 株式会社そごう・西武 そごう千葉店  
所在地 千葉市中央区新町1000番地

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社そごう・西武  
代表者の氏名 代表取締役 林 拓二  
住所 東京都千代田区二番町5番地25  
名称 センシティブルディング管理組合  
代表者の氏名 理事長 本間 生夫  
住所 千葉市中央区新町1000番地

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社そごう・西武	午前10時 毎年12月23日～1月5日午前9時	午後10時
株式会社三洋堂	午前9時	午後7時
株式会社一蔵	午前9時	午後7時
レッドホースコーポレーション株式会社	午前9時	午後7時
HOYA株式会社	午前10時	午後7時
スイス通信システム株式会社	午前10時	午後7時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社そごう・西武	午前 10 時 毎年 12 月 23 日～1 月 5 日午前 9 時 3 月第 1 週もしくは第 2 週の土曜日・ 日曜日午前 9 時	午後 10 時
株式会社三洋堂	午前 9 時	午後 7 時
株式会社一蔵	午前 9 時	午後 7 時
レッドホースコーポレーション株式会社	午前 9 時	午後 7 時
HOYA 株式会社	午前 10 時	午後 7 時
スイス通信システム株式会社	午前 10 時	午後 7 時

4 変更する年月日

令和 3 年 3 月 6 日

5 変更する理由

千葉県公立高校の入試が 2021 年度から 1 回（従来は前期、後期 2 回）となるため、制服受注客数の集中緩和を図るため

6 届出の年月日

令和 3 年 2 月 2 日

7 縦覧場所

千葉市中央区千葉港 1 番 1 号

千葉市経済農政局経済部産業支援課

千葉市中央区中央 4 丁目 5 番 1 号 きぼーる 1 1 階 千葉市中央区役所地域振興課

8 縦覧期間及び時間

(1) 縦覧期間

令和 3 年 2 月 16 日から令和 3 年 6 月 16 日まで（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 時間

午前 9 時から午後 5 時 15 分まで

※添付図面については省略